

デジタル画像の撮影表示条件等について

1. 現状と課題

一般に、エックス線写真のデジタル撮影においては、同一医療機関内においても、用いられる機器間で「画像の見え方」を揃える必要がある。

じん肺管理区分の判定では、様々な医療機関で撮影された写真を全国共通の基準で比較するための撮影表示条件の設定が必要となる。

2. 機器毎の必要要件（案） ※厚生労働科学研究の報告書をもとに作成

(1) キャプチャー機器（CR または DR の撮影装置）

- DICOM Part14（注）に対応した P-Value で出力すること。

(2) ビューワー（画像を表示するソフトウェア）

- DICOM Part14 に対応していること。

(3) 医療用モニター（ディスプレイ）

※フィルムを用いずモニター診断を行う医療機関の場合

- パネル解像度： 3 メガピクセル (1536×2048 ピクセル) 以上
- 輝度： 300 cd/m² 以上
- DICOM Part14 に準拠したキャリブレーション（補正）

(4) イメージャー（フィルム出力装置）

- DICOM part14 に対応していること。

注）DICOM Part 14 について（参考 <http://medical.nema.org/>）

DICOM (Digital Imaging and Communication in Medicine) は、米国電機工業会 (NEMA) が管理する医用画像の規格。そのうち Part 14 ではグレースケール（白黒階調）の規格が定められている。